

## 低炭素建築物に関する専門委員会について

平成 24 年 10 月 24 日  
環境省地球環境局  
地球温暖化対策課

### 1. 委員会設置の背景

第 180 回国会において、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成 24 年 9 月 5 日法律第 84 号）が成立したところ。

本法律においては、建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準として、低炭素建築物新築等計画に係る認定基準が規定されている。本基準の策定に当たっては、低炭素な建築物のあり方及び今後の建築物の低炭素化を誘導するに当たり適切な評価方法やその水準等について検討する必要があることから、中長期的な低炭素社会の構築に向け、広く低炭素建築物のあり方について調査・検討するため、中央環境審議会地球環境部会に「低炭素建築物に関する専門委員会」を設置した（委員は別紙 1 参照）。

### 2. 検討体制

低炭素建築物の認定基準は、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定めることとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会 住宅・建築物判断基準小委員会」、「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会」及び「中央環境審議会 地球環境部会 低炭素建築物に関する専門委員会」の合同会議により検討を行ってきたところ。

### 3. パブリックコメントの概要

住宅・建築物の低炭素化について、

- ・一次エネルギー消費量を代替指標として定量的に評価し、省エネルギー法に基づく省エネルギー基準を超える性能（一次エネルギー消費量が基準値の $\Delta 10\%$ 以上）を求めることに加え、
- ・定量的評価は難しいが、法律や基本方針の趣旨を踏まえて取り組まれる低炭素化に資する措置を選択的項目として評価する（詳細は別紙 2 参照）。

### 4. 検討スケジュール

平成 24 年	9 月 4 日	第 1 回合同会議
	9 月 10 日	第 2 回合同会議
	9 月 19 日	第 3 回合同会議
	10 月 9 日～11 月 7 日	パブリックコメント募集
	11 月	第 4 回合同会議（予定）
	12 月	認定基準の策定（予定）

※検討内容及びパブリックコメントについては、下記を参照。

：<http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06-14.html>

：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15805>